

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による変更の届出の取下げがあった件 七七
- 漁業災害補償法による届出に係る特定第二号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める件 七七
- 土地改良法により換地計画を定めた件 七七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 七七

### 公 告

- 道路の区域を変更する件三件 七六
- 道路の供用を開始する件二件 七六
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 七六
- 一般競争入札を行う件 七九
- 都市計画法により公聴会を開催する件 七三〇
- 正 誤 七三
- 平成十年三月二十七日付け号外第十五号中 七三
- 平成二十一年十一月二十七日付け号外第六十六号中 七三

## 告 示

### 福島県告示第七百四十二号

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件(平成二十一年福島県告示第七百七号)により告示した昭栄福島ショッピングセンターに係る届出について、平成二十一年十一月二十七日付けで当該届出をした者から取下げの届出があった。

平成二十一年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第七百四十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人片寄茂ほか一名からの平成二十一年十月三十日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十一年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

(水産課)

### 福島県告示第七百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、津島地区の県営区画整理事業に係る南上換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

#### 一 縦覧に供する書類

#### 二 縦覧の期間

平成二十一年十二月七日から

同 月二十八日まで (二十二日間)

#### 三 縦覧の場所

双葉郡浪江町役場

(農地管理課)

### 福島県告示第七百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

#### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡鮫川村大字赤坂西野字名下三七三、三七五

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

#### 三 変更後の指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。〕  
(治山対策課)

福島県告示第七百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	耶麻郡猪苗代町大字三郷字西川原二四八番一 地先から 同 郡同 町大字三郷字西川原二五二番一 地先まで	変更前 変更後	一一・八 九四・八	四〇・〇 四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道舟ヶ 鼻下郷線	南会津郡下郷町大字栄 富字境窪三〇五番一 地	変更前 変更後	五・〇 九・〇	一五一・〇

先から

同 郡同 町大字栄 富字宮ノ下二六二番地 先まで	変更後	一一・〇 一一・〇	一五一・〇
--------------------------------	-----	--------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第七百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 鹿島線	南相馬市鹿島区あさひ 一〇一番地先から 同 市鹿島区鹿島字 町一〇番地先まで	変更前 変更後	九・八 一五・六	一五・〇 一五・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道石川矢吹線	西白河郡矢吹町下宮崎二七番三 地先から 同 郡同 町上宮崎二番一 地先まで	平成二十二年二 月四日

(道路計画課)

## 福島県告示第七百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道浪江鹿島線	南相馬市鹿島区あさひ一〇一番地先から 同 市鹿島区鹿島字町一〇番地先まで	平成二十一年十二月四日

(須路計画課)

## 福島県告示第七百五十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間
県道小浜字町線	南相馬市原町区青葉町二丁目一番五地先から同市原町区旭町二丁目九四番二地先までの上り線 南相馬市原町区旭町二丁目一〇〇番二地先から同市原町区旭町二丁目二九番地先までの下り線

(須路計画課)

## 公 告

## 公告第612号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県公有財産管理システム開発等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年12月4日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県公有財産管理システム開発等業務一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 履行期間 契約締結日から平成22年12月28日まで
  - (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1)に掲げる条件をすべて満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件をすべて満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
    - (1) 共同企業体の資格要件
      - ア 構成員のすべてが(イ)から(オ)までに掲げる条件を満足している者であり、かつ、構成員のうち少なくとも1者が(イ)及び(オ)に掲げる条件を満足している者であること。
      - (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
      - (ロ) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
      - (ハ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
      - (ニ) 財団法人日本情報処理開発協会が定める情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はこれらと同等の信頼性があることが認められること。
      - (ホ) 他の都道府県又は地方公共団体において、平成18年12月22日から平成21年12月21日までの間に、当該調達に係るシステムと同規模以上の公有財産管理システムの設計及び開発の業務を行った、又は行っている実績を有する者であること。
- イ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加しないこと。
- ウ 結成方法は、自主結成であること。
- エ 当該委託業務に係る開発・導入体制が整備されており、仕様書に示す仕様を確実に履行できること。
- (2) 共同企業体でない者の資格要件
  - ア (1)の(イ)から(オ)まで及びエに掲げる資格要件をすべて満足する者であること。

4 共同企業体の構成員として本件入札に参加していない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のアの(ア)及び(イ)に掲げる事項及び2の(1)のエに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年12月21日(月)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室財産管理課

電話024-521-7078

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 平成21年12月4日(金)から同月18日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 配布場所 3に掲げる場所と同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙(280枚が入る程度)の大きさと、850円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、平成21年12月18日(金)午後5時30分までに必着で3に掲げる場所に請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成22年1月15日(金)午後1時30分

(2) 場所 福島県庁本庁舎2階201会議室 福島県福島市杉妻町2番16号

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成22年1月14日(木)午後5時30分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Public Property Management System 1set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 15 January 2010

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 14 January 2010

(4) Contact point for the notice : Property Management Division, General Affairs Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima, 960-8670, Japan TEL024-521-7078

(財産管理課)

公発第七百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、いわき都市計

画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十一年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十一年十二月二十五日(金)午後六時から

場所 いわき市平字梅本二十一番地 いわき市役所第八会議室

二 公聴会の案件

いわき都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることが出来る者は、いわき都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人にならうとする者は、平成二十一年十二月十八日(金)までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村、福島県土木部都市計画課又は福島県いわき建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県

いわき建設事務所企画管理部企画調査課又はいわき市都市建設部都市計画課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成21年12月4日付け福島県報に登載された「いわき都市計画道路を変更する案」  
に關し、次のとおり公述を申し出ます。

平成 年 月 日

福島県知事

公述申出人

住 所  
氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A  
列4版の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書のこと。

(都市計画課)

## 正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成十年三月二十七日付け号外第十五号中

二四	下 後ろか ら九	「普通規制地域等」	(普通規制地域等)
----	-------------	-----------	-----------

○平成二十一年十一月二十七日付け号外第六十六号中

二六	上 後ろか ら一七	減額改定対象職員で	人事交流等職員で
	下 六	当該給料の特別調整額	給料の特別調整額